

令和2年9月4日
防 衛 省

イージス・アショアに係る経緯について

1. 本件の概要

- 陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）については、平成29（2017）年12月に国家安全保障会議及び閣議において導入を決定し、平成30（2018）年5月に防衛省において、陸上自衛隊新屋演習場（秋田県）及び陸上自衛隊むつみ演習場（山口県）を配備候補地として選定した。
- 同年6月、防衛省は、配備候補地を公表の上、地元から配備に対する理解と協力を得るべく、配備候補地が所在する関係自治体との間で、配備に向けたプロセスを開始した。
- むつみ演習場への配備については、同年8月以降、地元に対して、それまでの米側との協議を踏まえ、迎撃ミサイル（SM-3）の飛翔経路をコントロールし、ブースターをむつみ演習場内に落下させるための措置をしっかりと講じる旨、説明してきた。
秋田県についても、同月以降、新屋演習場の場合には、ブースターは海に落下する旨、説明してきた。
- しかしながら、その後、引き続き米側との協議を行い、検討を進めてきた結果、令和2（2020）年5月下旬、SM-3の飛翔経路をコントロールし、むつみ演習場内又は新屋演習場など沿岸部の場所にあっては海上にブースターを確実に落下させるためには、ソフトウェアのみならず、ハードウェアを含め、システム全体の大幅な改修が必要となり、相当のコストと期間を要することが判明した。
- 防衛省としては、この追加のコスト及び期間に鑑み、イージス・アショアの配備に関するプロセスを停止することとし、同年6月15日、その旨を公表するに至ったもの。

2. 事実関係等について

(1) 導入の決定、配備候補地の公表：

平成 29 (2017) 年 12 月～平成 30 (2018) 年 6 月

- ・ イージス・アショアについては、北朝鮮の核・ミサイル開発がより重大かつ差し迫った新たな段階の脅威になったことを踏まえ、平成 29 (2017) 年 12 月に、弾道ミサイルの脅威から我が国全域を 24 時間 365 日、防護し得る装備品として、国家安全保障会議及び閣議において導入を決定したものである。
- ・ イージス・アショアの配備候補地については、我が国全域の防護の観点から数理的な分析を行ったところ、秋田県付近と山口県付近に配置した場合に、最も効果的に防護できることが判明したことを踏まえ、可及的速やかに配備を実現することが必要との判断から、秋田県内及び山口県内の自衛隊施設を対象に、レーダーの遮蔽となる地形が周辺になく、1 km²以上の平坦な敷地が確保でき、インフラ条件が整っているかどうかを検討した。平成 30 (2018) 年 5 月に、防衛省内の委員会（統合機動防衛力構築委員会）での議論を経て、配備候補地として陸上自衛隊新屋演習場及び陸上自衛隊むつみ演習場を選定した。
- ・ 同年 6 月、これを公表するとともに、配備候補地が所在する関係自治体、議会、地元住民に対する説明など、配備に関するプロセスを開始した。
- ・ これらの段階においては、イージス・アショアに搭載する SM-3 のブースターの落下による影響について、防衛省の担当部局では、国民保護措置を含む、何らかの安全措置は必要との認識であったが、具体的な検討には至らなかった。

(2) 配備に関するプロセス

ア 各種調査を開始するまでの時期：平成 30 (2018) 年 6 月～同年 10 月

- ・ 配備候補地の選定・公表を受けて、ブースターの落下に関する具体的な安全措置についての検討を開始し、速やかに、米側（ミサイル防衛庁）との協議を進めることとした。その際、防衛省の担当部局においては、両配備候補地ともブースターを海上に落下させられない場合に

は、SM-3の飛翔経路をコントロールしてブースターの落下範囲を制限することにより、地元住民の安全を確保する必要があり、そのためにはイージス・システムに何らかの改修が必要となる可能性があるとして想定していた。

- ・ 地元から、ブースターの落下による影響に関する懸念が具体的に提起されたのは、平成30（2018）年6月からである。同月19日に行われた阿武町議会全員協議会において、防衛省側の説明に対し、SM-3は三段ロケットと聞いているが、空中で分離した際、分離したものはどうなるのかとの質問を受けた。
- ・ 地元においてはSM-3からの落下物による影響に関する懸念が強いことから、具体的な安全措置を地元に提示し説明することが必要との認識の下、米側との協議を進めていった。
- ・ こうした米側との協議や米側が実施した分析・評価から得られた初期の情報を踏まえた上で、防衛省の担当部局においてそれまでのミサイルの運用・開発に関して得ていた知見も活用して検討を行い、イージス・システムのソフトウェアを改修することにより、SM-3の飛翔経路をコントロールし、ブースターの落下位置を一定の範囲に限定することは可能であると判断した。平成30（2018）年8月から10月までの間の地元説明においては、むつみ演習場については当該演習場内、新屋演習場については海上をそれぞれのブースターの落下位置とすると想定し、その前提で説明した。なお、後述するように、地元説明と並行して、イージス・システムの改修に関するコストや期間、迎撃能力への影響などについて、米側に確認することとしていた。

イ 各種調査の結果説明までの時期：

平成30（2018）年10月～令和元（2019）年6月

<各種調査関係>

- ・ 平成30（2018）年10月から令和元（2019）年5月までの間、防衛省は、配備候補地において、専門の民間業者に委託する形で各種調査を実施した。各種調査においては、電波環境調査と地質・測量調査で得られた成果（情報）をもとに、レーダー施設や管理施設のほか、SM-3を搭載する垂直発射装置（VLS）の配置について検討した上で、全体の施設配置案を検討していくこととした。その際、

防衛省において、米側から得られた情報も踏まえて、採用可能性の高い施設配置案をもとにして、むつみ演習場内にブースターを落下させるための区域を確保することを考えていた。

- SM-3のブースターの落下については、令和元（2019）年5月から6月までの間、各種調査の結果に係る山口県をはじめとする関係自治体等向けの説明資料の中において、「迎撃ミサイルの飛翔経路をコントロールし、ブースターを演習場内に落下させるための措置をしっかりと講じます」とし、その要領について、発射直前の風速・風向を計測し、ブースターがむつみ演習場内に落ちるよう発射する旨を記載した。
- 同時に、当該措置を具体化していくことが必要になるとの認識から、併せて、説明資料の中には、「米国政府と連携しながら検討・分析を引き続き進めてまいります」との留意事項を付記した。
- こうした説明内容は、平成30（2018）年8月から10月までの間に説明したものと比較して、より具体的な記載となっているが、これは、それまでの米側との協議を踏まえた防衛省における検討の結果に加えて、むつみ演習場に採用する施設配置案が固まり、VLSの位置が明確になったため、ブースターを落下させるための区域を演習場内のどのあたりに確保できるかが明確になったことを踏まえ、地元からの理解を得るためには丁寧で具体的な説明をすべきとの考えに基づいて作成したものである。

＜日米間の協議関係＞

- 平成30（2018）年12月までの間においては、SM-3の飛翔経路をコントロールするために必要となる機能や、イージス・システムのソフトウェア改修の方向性に関する防衛省側の理解を米側に説明するとともに、SM-3の飛翔経路をコントロールした場合に、迎撃能力に影響が生じないかどうかを把握することとした。
- さらに、イージス・システムの改修について、改修に要するコストや期間を把握する必要があるとの考えから、米側に確認することとした。ただし、米側がこうした検討を進めるに当たっては、相応の期間を要するのみならず、防衛省側から、配備候補地における施設の配置案や想定するブースターの落下範囲、気象条件などの詳細なデータを提供すること等が必要となると認識していた。

- ・ そのため、平成31（2019）年4月までには、防衛省側から米側に対し、ブースターの落下範囲をむつみ演習場内に制限するためのより具体的な方法・要領について示したほか、むつみ演習場の周辺で上空の気象データの入手が可能であった島根県浜田市の風向・風速のデータを提供するとともに、各種調査の成果物としての施設配置案が概成し、むつみ演習場内におけるVLSの位置がおおむね定まってきたことから、ブースターの落下範囲を精緻に把握するため、VLSを含む施設配置案を提供した。米側においては、これらの情報を踏まえた技術的な分析・評価の作業を進めた。
- ・ この時点で、防衛省の担当部局においては、引き続き、イージス・システムのソフトウェアの改修によりブースターをむつみ演習場内（新屋演習場にあつては海上）に落下させることが可能であるとの認識の下、必要なコストや期間などについて、より詳細に議論を詰めることなどにより、引き続き米側と協議を行い、検討を行うことが必要と考えていた。

ウ 再調査の実施と再説明までの時期：令和元（2019）年6月～同年12月

- ・ 令和元（2019）年6月、報道機関からの指摘により、秋田県をはじめとする関係自治体等向けの説明資料に誤りがあることが明らかとなった。また、その後行われた秋田市内での住民説明会では防衛省職員による緊張感に欠けた行為が行われるなど、不適切な対応があり、防衛省・自衛隊に対する信頼を失わせるような事態に至った。
- ・ さらに、同月には、山口県をはじめとする関係自治体等向けの説明資料に関し、むつみ演習場の北西に所在する西台の標高について国土地理院のデータと異なる数値が記載されている旨を指摘する報道があった。
- ・ こうしたことを受け、防衛省に、防衛副大臣を本部長とする「イージス・アショア整備推進本部」を設置し、省内の幅広い知見を結集し、及び十分に活用することができるよう、業務を進めていくための体制・態勢を構築した。
- ・ その上で、新屋演習場を含む東北地方における20か所の国有地については、ゼロ・ベースで配備候補地を選定するため、遮蔽条件やインフラ条件のほか、施設配置の概案を検討するための再調査を行うこと

とした。むつみ演習場については、西台一帯の標高を精緻に把握した上で、当該地域の付近の地形等がレーダーの遮蔽とならないかどうかを確認するための測量調査を実施することとした。同年８月に地元へ説明を行った上で同年１０月から再調査を開始し、再説明に向けた準備を行った。

- ・ 同年１２月、委託業者から、むつみ演習場についての再調査の結果報告を受け、それを踏まえて山口県をはじめとする関係自治体等に対する再説明を行った。ブースターの落下については、説明資料の中で、同年５月から６月までの間における説明と同様、「迎撃ミサイルの飛翔経路をコントロールし、ブースターを演習場内に落下させるための措置をしっかりと講じます」とし、その要領について、発射直前の風速・風向を計測し、ブースターがむつみ演習場内に落ちるように発射する旨を記載した。また、留意事項として、「米国政府と連携しながら検討・分析を引き続き進めてまいります」と付記した。
- ・ この間、防衛省の担当部局においては、引き続き、ブースターの落下について、米側との間で協議を実施していた。当該協議を踏まえれば、その落下範囲やソフトウェアの改修内容、規模について更なる確認が必要と考えられたため、検討内容の具体化・精緻化を進めたが、同年５月から６月までの間に提示した防衛省の説明内容に特段の変更が必要との判断に至っていなかった。

（３）配備に関するプロセスの停止と配備断念：

令和２（２０２０）年１月～同年６月

- ・ 引き続き、米側と細部の検討を行うための協議を継続し、令和２（２０２０）年の早い時期に、米側との協議や米側が実施した技術的な分析・評価から得られたより精度の高い情報をもとに防衛省において検討を行った。その結果として、ブースターをむつみ演習場内（新屋演習場など沿岸部の場所にあつては海上）に確実に落下させるためには、それまで防衛省側が想定していたイージス・システムのソフトウェアの改修のみでは不十分なおそれがあり、SM-3のハードウェアを含め、システム全体の大幅な改修が必要ではないかとの懸念が生じ、更に米側と協議を進めた。
- ・ 防衛省としては、従前からイージス・システムのソフトウェアの改修

をもってブースターをむつみ演習場内又は海上に落下させるための措置をとることを考えてきたところであり、これを実現するための方策は他にないのか、日米間での協議を通じて確認を行った。

- その結果、同年5月下旬、SM-3の飛翔経路をコントロールし、ブースターを演習場内又は海上に確実に落下させるためには、ソフトウェアのみならず、ハードウェアを含むシステム全体の大幅な改修が必要な状況が判明した。SM-3ブロックIIAの開発規模も踏まえ、当該改修には相当のコストと期間を要すると考えられることから、このコストと期間をかけて、当該改修を行うことは合理的ではないと判断した。防衛省が講じる安全対策として地元の説明し約束していた、ブースターをむつみ演習場内又は海上に落下させるということが実現できないこととなった。

【注】 SM-3ブロックIIAの共同開発において日側は、約12年間の開発期間の中で、約1,100億円を負担しており、米側については、日側と同等以上の負担をしているものと考えている。

- その後、防衛省において対応方針について検討を行い、同年6月12日に防衛大臣が「イージス・アショアの配備に関するプロセスを停止する」との方針を決め、同日夕刻に内閣総理大臣及び内閣官房長官に報告した上で、同月15日に当該方針を公表したものである。
- 同月24日、防衛省から、国家安全保障会議に本件についての報告を行った。翌25日、防衛省は、国家安全保障会議における議論を踏まえ、むつみ演習場と新屋演習場を含む20か所の国有地について、敷地内又は海上に確実にブースターを落下させることは困難であり、配備を断念すること、ブースターの落下に関する安全確保が可能で、かつ、工期等も勘案して、配備に適している代替地を見つけることは困難な見通しであること、イージス・アショアの取扱いを含めた今後の対応については、引き続き防衛省において検討することを公表した。

3. 評 価

(1) 全 般

防衛省においては、北朝鮮が弾道ミサイルの発射を繰り返すなど、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、イージス・アショアの導入・配備を急ぐ必要があると考えていた。このため、米側との協議やそれを踏まえた安全措置の検討と地元説明を並行的に実施することとなった。結果的に地元に対して約束していたことが実現できなくなり、慎重さ、誠実さを欠いた対応となった。

(2) 防衛省内の体制

イージス・アショアの配備に係る業務全般を通じて、令和元（2019）年6月に明らかになった説明資料の誤りに見られるように、防衛省内における配備にかかる検討のための体制が十分でなかった面は否定できず、当初の段階から十分な体制を構築しておくべきであった。省内の意思疎通や情報共有の在り方などを含め、仕事の進め方に係る問題を改善するため、風通しの良い業務環境を整備していく必要がある。

(3) 地元への説明

さらに、イージス・アショアがSM-3を発射する事態は、弾道ミサイルが我が国に向けて発射されているような状況であり、このような極限の状況を想定していることに理解を得つつ、当初から住民避難等の国民保護措置を含めて安全対策に万全を期すとの考えに立って、丁寧な説明を実施することも検討されるべきであった。

(4) 防衛省における技術面での制約

ブースターの落下範囲を制限するために必要な改修及びその規模を正確に見積もることができなかった理由については、イージス・システムの開発・統合が米側によって実施されているために、防衛省において、イージス・アショアのシステム全般に関する知見を本件改修の規模を見積もることのできるほどには十分に有していなかったことが挙げられる。

また、SM-3ブロックⅡAは日米共同により開発されたミサイルであるが、今回問題となっているブースターは米側が設計・開発している

ものであるため、我が国には、ブースターの落下に関する迅速かつ正確なシミュレーションを行うための情報やソフトウェアがなく、防衛省として検証することに限界があったことも要因と考えられる。

(了)

(参考 1)

イージス・アショアに係る経緯

平成 29 (2017) 年 12 月	イージス・アショアの導入を国家安全保障会議及び閣議で決定
平成 30 (2018) 年 5 月	新屋演習場とむつみ演習場を配備候補地とすることを決定
6 月	配備候補地を公表
10 月	各種調査を開始 (調査期限：平成 31 (2019) 年 3 月)
	(参考) 各種調査とは 平成 30 (2018) 年 10 月から令和元 (2019) 年 5 月までの間、配備候補地とその周辺において実施した調査。電波環境調査、地質・測量調査、施設配置の検討からなる。
平成 31 (2019) 年 3 月	追加調査のため各種調査の調査期限を延長 (延長後の期限：同年 5 月)
令和元 (2019) 年 5 月 27 日～ 6 月 17 日	各種調査の結果について、山口県・秋田県の関係自治体、議会、住民に対する説明を実施（秋田県をはじめとする関係自治体等向けの説明の際、資料の内容の誤りや、説明会における緊張感を欠いた行為があった）
6 月 17 日	防衛省にイージス・アショア整備推進本部を設置
	(参考) イージス・アショア整備推進本部とは 省内の体制を抜本的に強化するため、防衛副大臣を本部長として設置。内部部局のみならず、各幕僚監部及び防衛装備庁から構成。

10 月	むつみ演習場及び新屋演習場を含む東北地方の 20 か所の国有地に関する再調査の開始 (調査期限：令和 2 (2020) 年 3 月)
------	---

12 月	山口県において再説明を実施
------	---------------

令和 2 (2020) 年 1 月	萩市は、防衛省の説明内容の妥当性を検証するため、有識者会議を設置し、検証作業を開始
----------------------	---

令和 2 (2020) 年の早い時期に、SM-3 の飛翔経路をコントロールし、ブースターをむつみ演習場内に確実に落下させるためには、ソフトウェアのみならず、ハードウェアを含め、システム全体の大幅な改修が必要ではないかとの懸念が生じ、更に米側との協議を進めた。

3 月	作業に遅れが生じたため、再調査（東北地方）の期限を延長（延長後の期限：同年 4 月末）
-----	---

4 月	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、再調査（東北地方）の期限を延長（延長後の期限：同年 5 月末）
-----	--

5 月 28 日	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、再調査（東北地方）の期限を延長（延長後の期限：同年 7 月 10 日）
----------	--

5 月下旬 米国との協議を行い、検討を進めてきた結果、SM-3 の飛翔経路をコントロールし、ブースターを演習場内に確実に落下させるためには、ソフトウェアのみならず、ハードウェアを含め、システム全体の大幅な改修が必要となり、相当のコストと期間を要することが判明。

6月3日

防衛大臣に一報

6月4日

内閣総理大臣、内閣官房長官に一報

6月12日

同日 夕刻

配備プロセスの停止に関する方針決定

内閣総理大臣、内閣官房長官に報告

6月15日 夕刻 配備プロセスの停止を公表

6月24日 国家安全保障会議に報告を実施

6月25日 山口県・むつみ演習場及び秋田県・新屋演習場を含む20ヶ所の
国有地について、配備の断念を公表

(じ後)

国家安全保障会議へ、イージス・アショアに係る経緯
について報告

令和元（2019）年5～6月における山口県をはじめとする
関係自治体等向け説明資料（ブースターの落下関係）

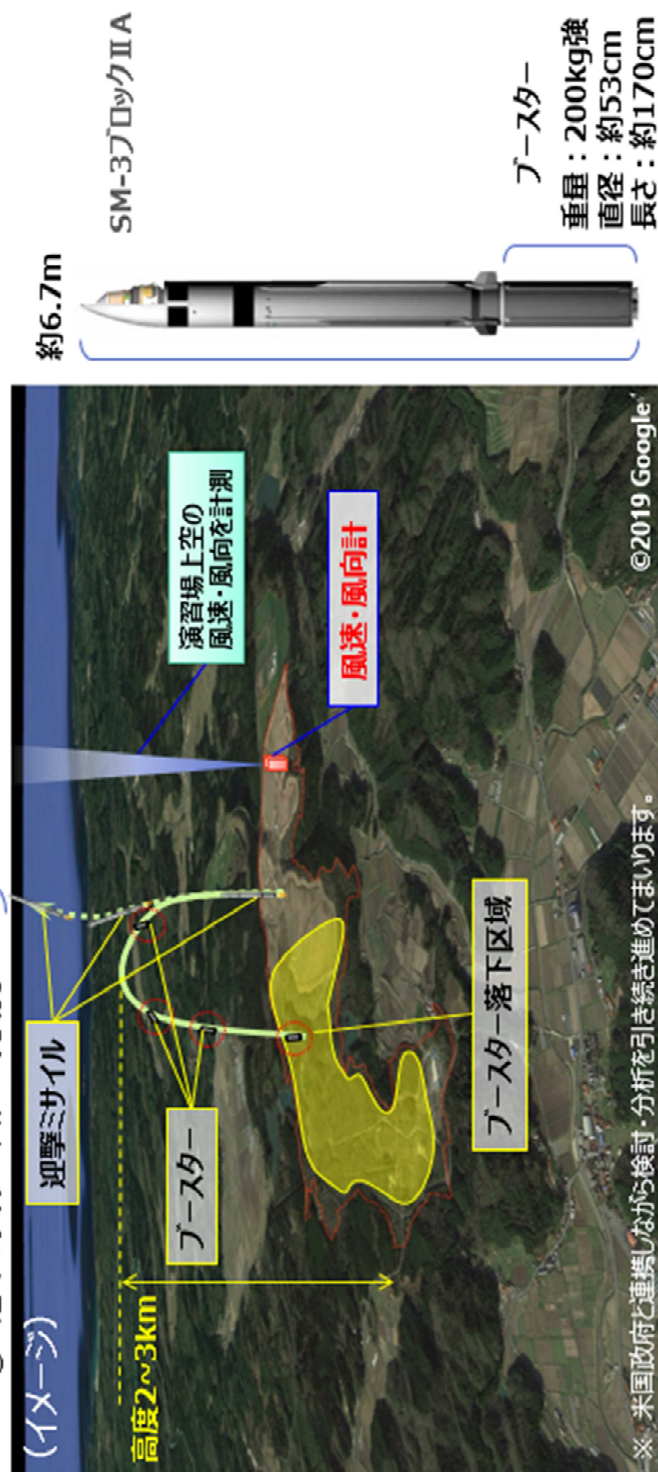
2. 防衛省の検討結果：ブースターを区域内に落下させるための措置

- 迎撃ミサイルの飛翔経路をコントロールし、ブースターを演習場内に落下させるための措置をしっかりと講じます。

ブースターの落下区域の計算方法

- ① ミサイルの速度・飛翔方向
- ② 上空の風向・風速
- ③ 落下時のブースターの姿勢

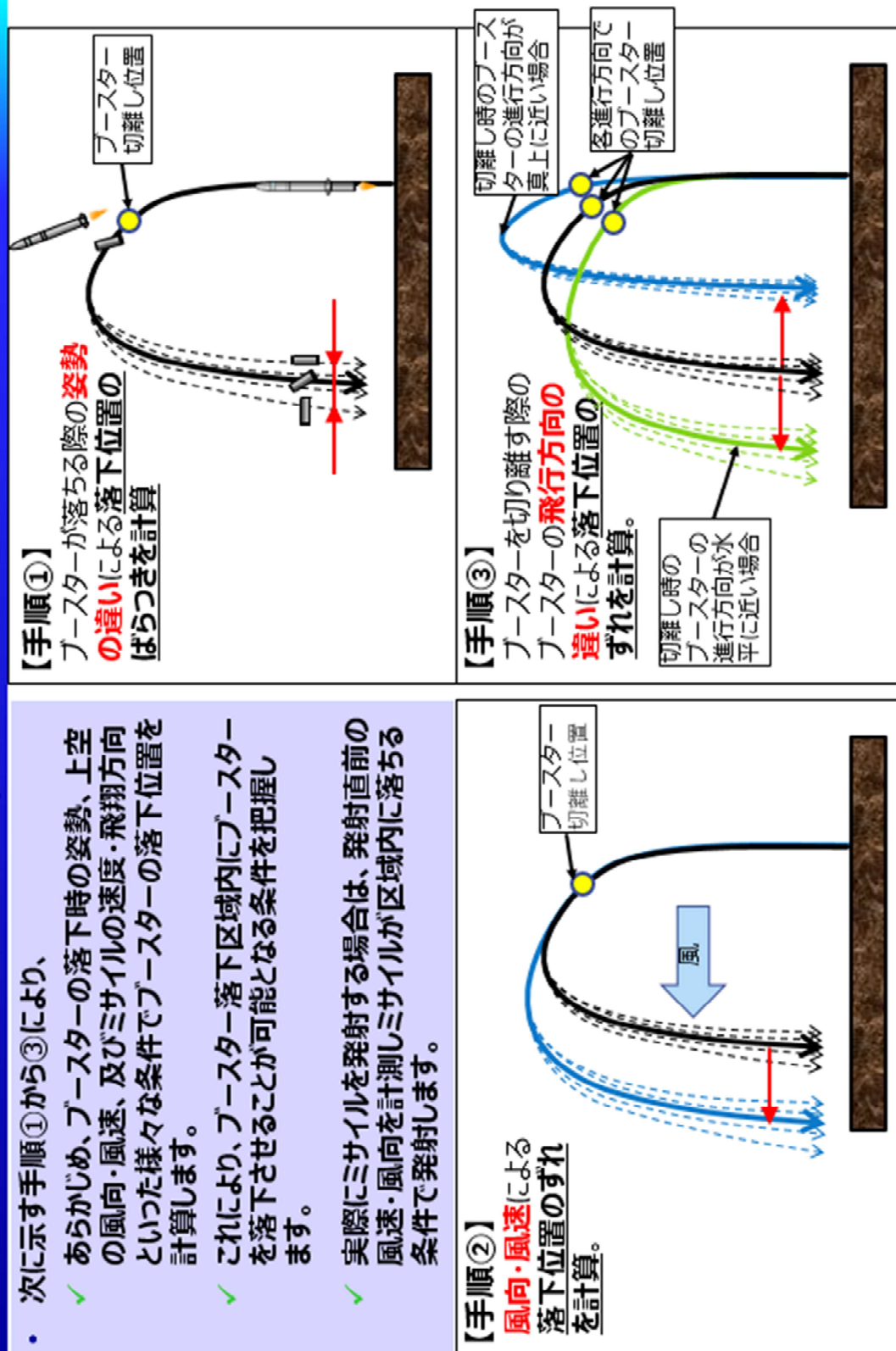
これらを基に、ブースターの落下位置を
予め計算することができます



2. 防衛省の検討結果：ブースターを区域内に落下させるための措置

- ・ 次を示す手順①から③により、

- ✓ あらかじめ、ブースターの落下時の姿勢、上空の風向・風速、及びミサイルの速度・飛翔方向といった様々な条件でブースターの落下位置を計算します。
- ✓ これにより、ブースター落下区域内にブースターを落下させることが可能となる条件を把握します。
- ✓ 実際にミサイルを発射する場合は、発射直前の風速・風向を計測しミサイルが区域内に落ちる条件で発射します。



■ 迎撃ミサイルの飛翔経路をコントロールし、ブースターを演習場内に落下させるための措置をしっかりと講じます。

ブースターの落下位置の計算方法

- ・落下時のブースターの姿勢
- ・上空の風向・風速
- ・ミサイルの速度・飛翔方向

これらを基に、ブースターの落下位置を
予め計算することができます。



注：米国政府と連携しながら検討・分析を引き続き進めてまいります。

※ 演習場内に設定するブースターを安全に落下させることが可能な区域

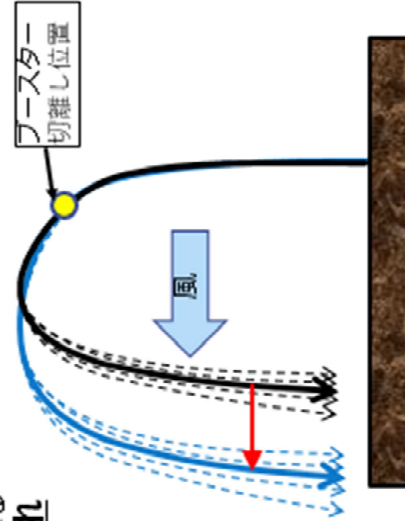
4. その他の安全・安心のための対策：ブースターを演習場内に落下させる措置②

- ・ 次を示す手順①から③により、

- ✓ あらかじめ、ブースターの落下時の姿勢、上空の風向・風速、及びミサイルの速度・飛翔方向といった様々な条件でブースターの落下位置を計算します。
- ✓ これにより、ブースター落下区域内にブースターを落下させることが可能となる条件を把握します。
- ✓ 実際にミサイルを発射する場合は、発射直前の風向・風速を計測し、ブースターが区域内に落ちるように発射します。

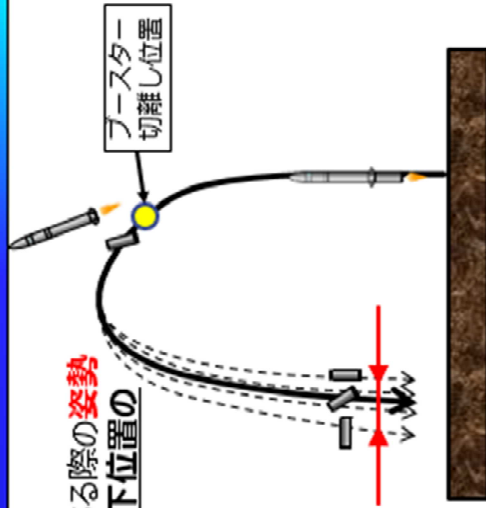
【手順②】

風向・風速による
落下位置のずれ
を計算



【手順①】

ブースターが落ちる際の**姿勢**
の違いによる**落下位置の**
ばらつきを計算



【手順③】

ブースターを切り離す際の
ブースターの**飛行方向の**
違いによる**落下位置の**
ずれを計算

